

令和 8 年 3 月 9 日

企業会計基準委員会御中

企業会計基準公開草案第 94 号「法人税等に関する会計基準（案）」等に対するコメント

公認会計士 國見 琢

企業会計基準公開草案第 94 号「法人税等に関する会計基準（案）」等に対して、下記の通りコメントを提出いたします。なお、当コメントは私見であり、所属する団体等の見解ではないことを予め申し添えます。

記

質問 1 に対するコメント

住民税（均等割）、事業税（付加価値割）、事業税（資本割）並びに受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等に関する会計処理及び開示について、適用範囲に含めること自体に特段反対はしないが、個別の税金の名称を明示するのは目的に反するのではないか。

質問 4 に対するコメント

「法人税、住民税及び事業税」から「法人税等」への科目名の変更が強制されるものか、推奨されるものか、あるいは任意なのか、その位置づけを明らかにすべきである。加えて比較情報の取扱いについても明らかにすべきである。

質問 5 に対するコメント

法人税等会計基準案 18-3 項において、「準じて表示する」と規定されているが、同第 11 項で規定されている「未払法人税等」又は同第 12 項で規定されている「未収還付法人税等」に含めて表示すべきということなのか、それともこれらとは別に表示すべきということなのかを明らかにすべきである。加えて、比較情報の取扱いについても明らかにすべきである。

質問 10 に対するコメント

同意しない。「適用初年度の比較情報について、住民税（均等割）に関して新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないとすること」とする経過措置は不要である。ただし、これまでの経緯を踏まえ結論の背景において本件に関する十分な解説がなされるべきである。

住民税（均等割）が外形標準課税であるにもかかわらず、一般的に重要性が低いという理由で貴委員会がこれまで「法人税、住民税及び事業税」として表示することとしてきたことを前提と

すると、重要性が乏しいのであれば「組替えを行うことを要しない」などと規定しなくとも当然に組替を行うことは不要であることから、わざわざ経過措置など設ける必要がないと考えられるためである。それどころか、住民税（均等割）について、重要性が乏しいのであれば今後も従来どおりの表示方法でも何ら問題がないと考えられることを付言しておく。

質問 11 に対するコメント

実務対応報告第 42 号案第 28 項について、これを機に「次項の内容とあわせて注記する」という部分を「重要な会計方針として注記する」などと修正すべきである。

実務対応報告第 42 号案第 28 項で定められている注記は、税効果会計に限らず当期税金にもかかわる注記であることから、税効果会計に関する注記と合わせて注記する理論的な根拠が乏しいためである。

以上